平成２１年（フ）第３７３号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮660番地23
破産者　向井　仁美
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９８号
和歌山市西高松１丁目６－９　ルミエール高松302号、開始決定時の住所和歌山市狐島453番地の３
破産者　島本　善常
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０８号
岡山県倉敷市玉島乙島932番地の25
破産者　株式会社ＫＡＺＣＯＭ
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第５４４号
愛媛県松山市祓川２丁目７番24号
破産者　株式会社神戸組
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１７４号
長崎県大村市植松３丁目857番地２
破産者　株式会社アスカ
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６１２号
さいたま市緑区大字中尾1685番地１　グリーンヒルズ中尾201
破産者　徳竹　之岳
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７２号
さいたま市浦和区岸町４丁目１番35号
破産者　夏山功こと　曹　　功煥
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸847番地８、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台141番地46
破産者　寺島　　龍
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０３号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の103　トーシンハイツ所沢北野201、開始決定時の住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2448番地の８
破産者　郡司島　勝
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０４号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の103　トーシンハイツ所沢北野201、開始決定時の住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2448番地の８
破産者　郡司島恵美
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２９号
埼玉県越谷市東越谷８丁目48番地　グリーンフィールドＡ－207、開始決定時の住所埼玉県所沢市上新井２丁目68番地の４　ピュアタウン上新井Ａ－203
破産者　土屋　　隆
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７号
埼玉県新座市新座３丁目１番８－201号
破産者　林　　和雄
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２２５号
相模原市緑区下九沢274番地36
破産者　麻生　三夫
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４６号
相模原市中央区南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本409
破産者　杉澤　　誠
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５７号
青森県弘前市大字富士見町18番地18
破産者　白川　京子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
仙台市若林区若林７丁目５番12号　フォーレスＭＫ－Ｂ201、開始決定時の住所仙台市太白区郡山４丁目５番10号
破産者　安斎　勝紀
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４５号
仙台市泉区北中山４丁目33番地の４
破産者　高林　建司
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
宮城県大崎市古川駅東４丁目１番３号、開始時の住所宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字大森平41番地
破産者　遠藤　幸喜
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係